

「京都市地球温暖化対策条例施行規則」 (新旧対照表)

現行	改正案
<p>京都市地球温暖化対策条例施行規則 平成17年3月29日規則第95号</p> <p>(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等)</p> <p>第8条 5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。 (3) 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、その燃料消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)<b>第80条第1号イ</b>に規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。))が別に定める基準を満たすもの</p> <p>(特定排出機器)</p> <p>第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(以下「省エネルギー令」という。)<b>第15条第2号</b>に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの (2) 省エネルギー令<b>第15条第3号</b>に掲げる蛍光灯のみを主光源とする照明器具 (3) 省エネルギー令<b>第15条第4号</b>に掲げるテレビジョン受信機 (4) 省エネルギー令<b>第15条第10号</b>に掲げる電気冷蔵庫 (5) 省エネルギー令<b>第15条第16号</b>に掲げる電気便座</p>	<p>京都市地球温暖化対策条例施行規則 平成17年3月29日規則第95号 平成30年11月30日規則第42号</p> <p>(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等)</p> <p>第8条 5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。 (3) 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、その燃料消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)<b>第147条第1号イ</b>に規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。))が別に定める基準を満たすもの</p> <p>(特定排出機器)</p> <p>第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(以下「省エネルギー令」という。)<b>第18条第2号</b>に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの (2) 省エネルギー令<b>第18条第3号</b>に掲げる蛍光灯のみを主光源とする照明器具 (3) 省エネルギー令<b>第18条第4号</b>に掲げるテレビジョン受信機 (4) 省エネルギー令<b>第18条第10号</b>に掲げる電気冷蔵庫 (5) 省エネルギー令<b>第18条第16号</b>に掲げる電気便座</p>

(エネルギー消費効率)

第11条 条例第24条第1項に規定する別に定める方法は、法第78条第1項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法とする。

附 則

(略)

(追加)

(エネルギー消費効率)

第11条 条例第24条第1項に規定する別に定める方法は、法第145条第1項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法とする

附 則

(略)

附 則 (平成30年11月30日規則第42号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

現行

第2号様式（第8条関係）

新車導入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	合 計 台 数 ①	台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台	台
賃 借		台	台	台	台	
合 計 台 数 ②	台	台	台	台	台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		台	台	台	台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

改正案

第2号様式（第8条関係）

新車導入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	合 計 台 数 ①	台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台	台
賃 借		台	台	台	台	
合 計 台 数 ②	台	台	台	台	台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		台	台	台	台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

現行	改正案
<p>注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」という。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。</p> <p>2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。</p> <p>3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。</p> <p>4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。</p> <p>(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>6 「燃料消費効率」とは、<u>自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号</u>に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>	<p>注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」という。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。</p> <p>2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。</p> <p>3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。</p> <p>4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。</p> <p>(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>6 「燃料消費効率」とは、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イ</u>に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>

現行

第3号様式（第13条関係）

新車販売実績報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車内で内燃機関を有しないもの①	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	台
		合 計 ⑦ ( ④ + ⑤ + ⑥ )	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のもの合計⑧	台	
	合 計 ( ③ + ⑦ + ⑧ )	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	キロメートル

改正案

第3号様式（第13条関係）

新車販売実績報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車内で内燃機関を有しないもの①	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	台
		合 計 ③ ( ① + ② )	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	台
		合 計 ⑦ ( ④ + ⑤ + ⑥ )	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のもの合計⑧	台	
	合 計 ( ③ + ⑦ + ⑧ )	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	キロメートル

現行	改正案
<p>注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。</p> <p>(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。</p> <p>3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>4 「燃料消費効率」とは、<u>自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号</u>に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>	<p>注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。）をいいます。</p> <p>(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの</p> <p>2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。</p> <p>3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。</p> <p>4 「燃料消費効率」とは、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イ</u>に規定するエネルギー消費効率をいいます。</p>